

議 事 録

会 議 名	平成23年 第11回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成23年11月28日(月)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 東分庁舎第3会議室		
出席委員	会長：8番 金子保男 会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：1番 栗田 務 3番 楠谷 稔 4番 石黒 明 5番 藤井 彰 7番 木村長茂		合計7名
欠席委員	2番 石塚雄司		
農業委員会事務局	事務局長：中嶋利弥 主査：原田健伸 主事：中瀬靖子		
議 題	[議案] 1. 農地法第3条の規定による許可申請 2. 農地法第5条の規定による許可申請 [報告] 3. 農地法第4条・5条の規定に基づく許可不要に準ずる届出 4. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 5. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出		
会議の概要	<p>会 長：それでは、ただ今から、平成23年第11回定例総会を開会いたします。欠席委員は、2番石塚委員1名です。出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名人に、3番楠谷委員と4番石黒委員を指名いたします。本日の議題は、お配りの総会次第にありますとおり、農地法第3条の規定による許可申請ほか、全5件であります。</p> <p>初めに、農地法第3条の規定による許可申請、議案番号34号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号34号を朗読)</p> <p>当案件は、譲渡人が長男である譲受人へ贈与するため、全17筆の田畑を所有権移転する許可申請があったものです。</p> <p>申請人2人は同世帯ですので、耕作状況は今までと変わらず、2人を含め世帯3人で農業に従事しており、水稻やサツマイモ等の自家消費野菜を栽培しております。耕うん機等の機械も所有しており、年間従事日数もほぼ毎日300日ということです。申請地までの通作距離は、すべて5分以内であり、寒川町での農地を取得するための下限面積である40アール以上を満たしております。周辺の農地にも影響はなく、以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>また、当案件は、譲受人の住所地である当町の農地について、所有権を取得する案件のため、寒川町農業委員会会長の許可案件となります。</p> <p>会 長：続いて、地区担当の藤井委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>5 番：地目としては現況は田から畑になっているものもありますが、特に影響はないと思われます。状況として若干不安な農地がありましたが、事務局と確認し、大丈夫ということであります。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明に</p>		

	<p>ついて、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし) 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号34号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 会 長：では全員賛成ですので、議案番号34号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。 次に、農地法第5条の規定による許可申請、議案番号35号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局：(議案番号35号を朗読) 当該地は、位置図にありますとおり、老人保健施設神恵苑の南側にある、市街化調整区域にある農地です。譲受人は、この筆の南側の道路を挟んだはず向かいに本社がある電気設備工事業者であり、今まで会社等の車両を駐車していたところを借り続けることが困難になったことと、資材置場も広く必要になったということで、転用許可申請があったものです。 なお、農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準としては、申請地の進入通路の南側が市街化区域に接していることから、第3種農地にあたり、問題はないと考えます。 会 長：続いて、この地区の地区担当は私ですので、現地調査の結果説明をいたします。 現地を見に行きましたところ、特に問題はありません。 では、これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし) 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号35号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 会 長：では全員賛成ですので、議案番号35号は原案のとおり許可相当として、意見書を添え、県に進達することに決定いたします。 次に、報告事項に入ります。報告番号58号から60号の農地法第4条・5条の規定に基づく許可不要に準ずる届出、報告番号61号から63号の農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出、報告番号64号から73号の農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。 事務局：(報告番号58～73号を朗読) いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。 会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし) 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。 以上をもって、平成23年第11回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成23年第11回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(3番) 楠谷 稔

議事録署名人(4番) 石黒 明

本議事録は、平成23年12月27日、承認・署名を得て確定しました。